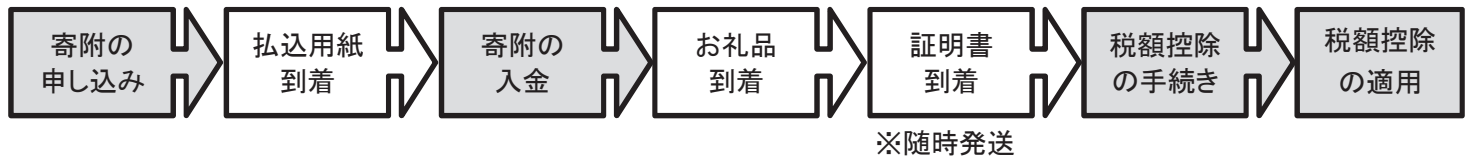


# 申し込みされる前にご一読ください

## ふるさとと村上応援寄附金（ふるさと納税）制度について

### ふるさと納税の流れ

寄附される方のふるさと納税の流れは次のようになります。（お礼品の到着が前後することがあります）



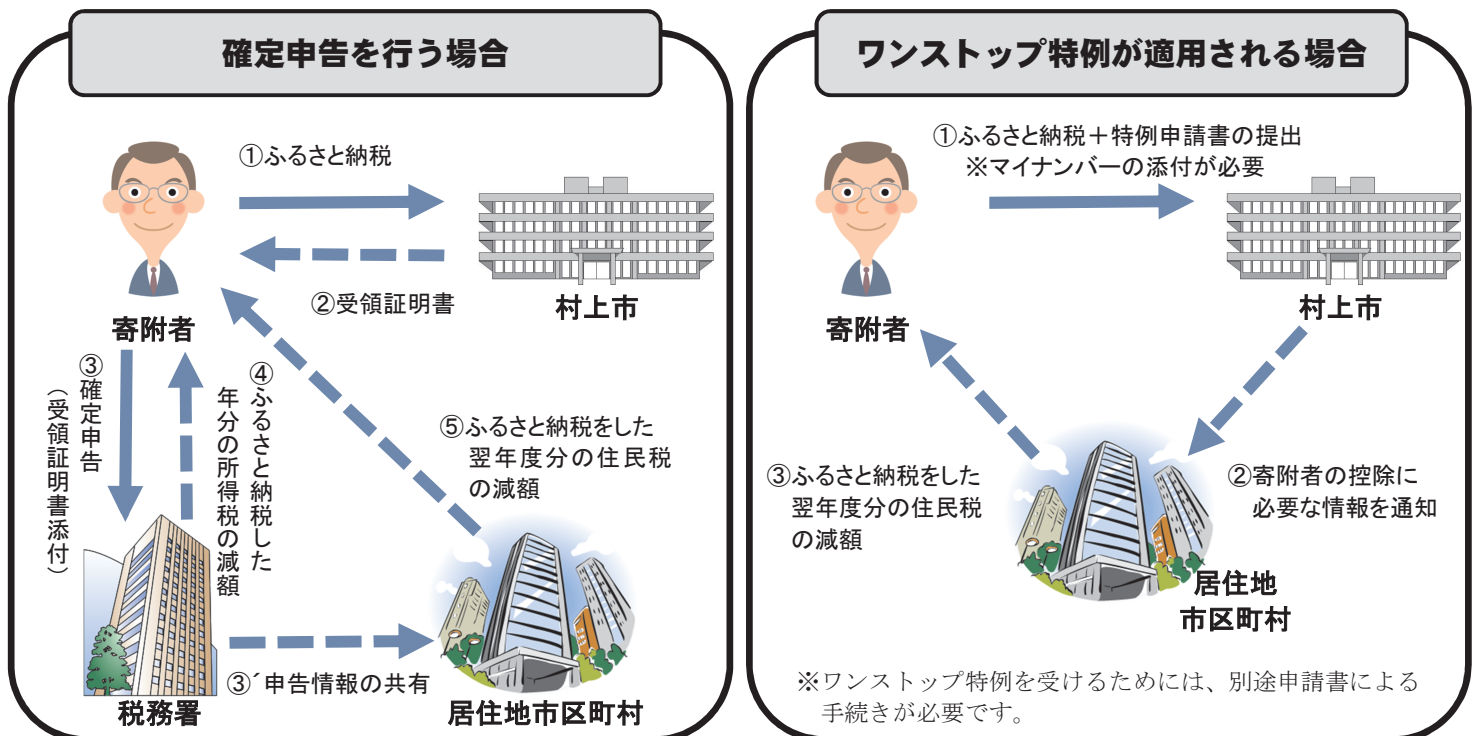
### 制度の概要

都道府県・市区町村に対してふるさと納税をすると、ふるさと納税額のうち 2,000 円を超える部分について、一定の上限まで所得税と住民税から控除されます。

控除外	控除額		
適用 下限額 2,000 円	所得税の控除額 (ふるさと納税 - 2,000 円) × 所得税率	住民税の控除額 (基本分) (ふるさと納税 - 2,000 円) × 住民税率(10%)	住民税の控除額 (特例分) 所得割額の2割を限度

### 控除の手続き

寄附金控除を受けるためには原則、確定申告が必要です。確定申告が不要な給与所得者等で条件を満たす方は、ワンストップ特例制度の適用を受けることができます。詳しい手続きについては裏面をご覧ください。



## ワンストップ特例制度（確定申告不要制度）について

以下の条件をすべて満たしている人が確定申告不要の特例が受けられます。

- 給与所得者等で確定申告が不要であること
- その年の1月から12月までのふるさと納税先が5自治体以内であること
- ふるさと納税する自治体に「特例申請書」を提出すること

ワンストップ特例制度の適用を希望される方は、別紙「ワンストップ特例制度利用届出書」を記載して「ふるさと村上応援寄附金申込書」とともに村上市役所企画財政課まで送付してください。

### ワンストップ特例制度の流れ

寄附金申込書とともに「ワンストップ特例制度利用届出書」を送付してください。

村上市から特例申請書を郵送します。

特例申請書に必要事項を記載・押印し村上市に郵送してください。

手続き完了です。

※マイナンバーの添付が必要になります

※ワンストップ特例の適用を受ける方は、所得税からの控除は発生せず、ふるさと納税を行った翌年の6月以降に支払う住民税から所得税の控除分も含めて減額されます

※住所変更などを行ったときは、寄附された年の翌年1月10日までに変更届出書の提出が必要です

## お礼品の届け先・時間帯指定について

お礼品の届け先・時間帯を指定することができます。

希望される方は別紙「お礼品届け先・時間帯届出書」に必要事項を記載して「ふるさと村上応援寄附金申込書」とともに村上市役所企画財政課まで送付してください。

ご不明な点がございましたら、村上市企画財政課にご連絡ください。

**連絡先**

電話番号 0254-53-2111(内線 3232)

E-mail seisaku-m@city.murakami.lg.jp

村上市役所 企画財政課

# ワンストップ特例制度利用 お礼品届け先・時間帯指定 届出書

ワンストップ特例制度の利用またはお礼品の届け先・時間帯指定を希望される場合は、「ふるさと村上 応援寄附金申込書」とともに、この届出書を村上市企画財政課に提出してください。

## 1. 寄附の申し込みをされる方の住所・氏名・電話番号をお書きください。

住 所	
氏 名	
電話番号	

## 2. ワンストップ特例制度の利用を希望する場合は、下の欄に○をつけてください。

※こちらに○をつけただけでは控除の対象となりません。

後日送付する特例申請書に記入・捺印いただき、ご返送いただく必要があります。

<input type="checkbox"/>	ワンストップ特例制度の利用を希望する
--------------------------	--------------------

## 3. お礼品の届け先・配送時間帯の指定を希望される方は下の欄をご記入ください。

届け先住所	〒		
届け先宛名	様		
届け先電話番号			
配送時間帯	午前	午後	夕方以降

※届け先のみ、配送時間帯のみの指定も可能です